

※ ご利用者様の負担割合に応じたご負担になります。

1.訪問看護基本療養費				
厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書の交付を受けた方			週 3 日まで	週 4 日目以降
			1 日につき	1 日につき
精神科基本療養費Ⅰ (同一建物 2 人まで)	看護師・作業療法士	30 分以上	5,550 円	6,550 円
		30 分未満	4,250 円	5,100 円
基本療養費Ⅳ	外泊中の訪問看護 入院中に 1 回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は 2 回）に限り算定可能		8,500 円	
2.訪問看護管理療養費				
訪問看護管理療養費	看護師・作業療法士	月の初日		7,670 円
		2 日目以降（1 日につき）		3,000 円
3.加算				
24 時間対応体制加算	月 1 回	24 時間の電話相談・緊急対応等		6,800 円
特別管理加算	月 1 回	悪性腫瘍・気管切開の利用者で医師の指導管理を受けている状態にある方、気管チューブまたは留置カテーテルを使用している状態にある方		5,000 円
		経管栄養法・酸素療法・中心静脈栄養法・人工呼吸器・自己導尿等医師より指導管理を受けている状態にある方、人工肛門又は人工膀胱を増設している状態にある方、重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡）の状態にある方、在宅患者訪問点滴注射指導管理料を算定している方		2,500 円
情報提供療養費	月 1 回	精神障害を有する方又はその家族等の情報を自治体に提供した場合		1,500 円
		保険医療機関等に入院・入所にあたり情報を主治医に提供した場合		
長時間精神科訪問看護加算	週 1 日	特別管理加算対象の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方		5,200 円
精神科緊急訪問看護加算 月 14 日目まで(1 日につき)		医師の指示により緊急訪問を行った場合		2,650 円
精神科緊急訪問看護加算 月 15 日目以降(1 日につき)		医師の指示により緊急訪問を行った場合		2,000 円
退院時共同指導加算		入院・入所中に 1 回、厚生労働大臣が定める疾病等の方は 2 回		8,000 円
特別管理指導加算		退院時共同指導加算に上乗せ（特別管理加算対象の方）		2,000 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		電子資格確認により利用者の診療情報を取得したうえで指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合		50 円
退院支援指導加算	退院当日	厚生労働大臣の定める疾病等・特別管理加算対象・特別訪問看護指示書の交付を受けた方で、退院日に在宅での療養指導を行った場合		6,000 円
在宅患者連携指導加算	月 1 回	医療関係職種間で共有した情報で利用者・家族に指導を行った場合		3,000 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月 2 回	利用者宅に訪問し医師と療養上必要な指導を行った場合		2,000 円
ターミナルケア療養費	適応時 1 回	在宅または特別養護老人ホーム等で死亡した方に対し、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合		25,000 円
複数名訪問看護加算		看護師と看護師又は作業療法士が同時訪問（1 日につき）		1 日 1 回 4,500 円
				1 日 2 回 9,000 円
				1 日 3 回以上 14,500 円
		看護師が看護補助者・精神保健福祉士と同時訪問(週 1 日)		3,000 円

看護・介護職員連携強化 加算	月 1 回	喀痰吸引等の業務を行う介護職員への支援を行った場合	2,500 円
夜間・早朝・深夜加算		早朝(6:00～8:00) 夜間(20:00～22:00)	2,100 円
		深夜(22:00～6:00)	4,200 円
訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅰ)	月 1 回	医療職関係職種において賃金の改善を実施している場合の評価	1,050 円
訪問看護ヘルスアップ 評価料(Ⅱ)	月 1 回	賃金の更なる改善を必要とする場合	30～540 円
訪問看護物価対応料 1		月の初日の訪問の場合	60 円/日 <u>2027.6</u> ～120 円/日
		月の 2 日目以降の訪問の場合	20 円/日 <u>2027.6</u> ～40 円/日